

子ども・子育て支援新制度などの少子化対策の充実について

我が国の少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の縮みに加え、超高齢化社会の到来に伴う社会保障負担の増大とも相まって、近い将来、国家的な危機を招きかねない喫緊の課題となっている。

大都市への人口集中と地方の人口減少が同時に進み、やがて地方から大都市への人口の供給ができなくなったときに、大都市も消滅するという、来たるべき国家的危機を回避し、全ての国民が安心して、将来に希望の持てる社会を築き上げていくためには、こうした状況が地方の課題だけではなく、都市部も含めた日本全体の危機であるとの国民の共通認識を醸成し、国と地方自治体が一丸となって対処する必要がある。

国においては、1人1人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」の構築が進められているが、制度の円滑な実施に必要と見込まれる財源の目途が立っていない状況にある。

国は、先頃、財源が確保できなかった場合を想定して、「量的拡充」を優先し、「質の改善」のための具体策についても、優先順位付けをする案を提示したが、「量的拡充」と「質の改善」は車の両輪であり、「量的拡充」を支える保育人材を確保するためにも、処遇改善や職員配置の改善などの「質の改善」は重要であることから、「質の改善」を含めた充実した子ども・子育て支援が可能となるよう、十分な財源が確保されるべきである。

また、新制度における地域子ども・子育て支援事業は、子どものより良い育ちを実現する上で重要であり、人口減少などの課題を抱えた地方においても実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、現行の補助制度の充実が必要である。

については、我が国の将来を見据え、国と地方がともに危機感を共有し、次世代を担う人づくりを着実に推進していくとともに、子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すため、次の項目について強く要望する。

1 財源の確保について

子ども・子育て支援法の基本理念である「全ての子どもが健やかに成長するように支援する」ことが可能となるよう、新制度の実施にあたっては、「量的拡充」と「質の改善」を同時に実現するために、十分な財源の確保を図ること。

2 地方の実情に応じた補助制度の充実

新制度における地域子ども・子育て支援事業については、地方の実情に応じて柔軟な対応が可能となるよう、人口減少地域の実態に配慮し、補助要件の緩和や補助の拡充など補助制度の充実を図ること。

3 地域少子化対策強化交付金の拡充について

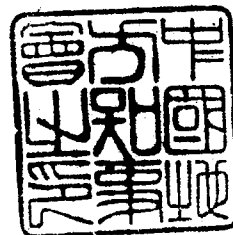
安心して子どもを産み育てることが出来る地域社会の実現に向けて、地方の現場が地域の実情に応じて出会い・結婚から妊娠・出産、育児まで、切れ目ない支援策を充実させ、「少子化対策」を安定的、持続的に推進できるよう、地域少子化対策強化交付金を継続的な事業として確立するとともに、交付額の拡大と柔軟な制度運用を行うこと。

4 女性の活躍促進について

女性の潜在的労働力の活用は、経済の活性化に必要であるとともに、女性の労働力率と合計特殊出生率には正の相関関係もあることから、子育てしやすい職場環境づくりや女性の就業継続・再就職支援、男性の家事・育児参画、待機児童対策等の取組を推進し、女性の活躍促進に向けた総合的な施策の充実を図ること。

平成26年5月28日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政